

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年11月12日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき、「(仮称)川崎鈴木町駅前共同住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> ニチモ株式会社 取締役社長 辻 征二 東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビル セントラル総合開発株式会社 代表取締役 福本 統一 東京都千代田区飯田橋1丁目12番5号
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎鈴木町駅前共同住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区港町74-1他 (区域面積:約9,113㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	建築敷地面積:約9,113㎡ 主要用途:住宅 主要構造:鉄筋コンクリート造 延べ面積:約26,025㎡ 建築面積:約3,448㎡ 建物高さ:約44m 計画戸数:303戸 計画人口:919人
	指定開発行為の施行期間	平成20年4月～平成21年12月(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年11月12日(月)～平成19年12月26日(水) (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成19年12月26日 (郵送の場合は、平成19年12月26日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044(200)2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm